

将来の学校のあり方について いっしょに考えてみませんか

鳥取市公立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)
～20年後の学校のあり方を見据えて～

概要版



鳥取市では小・中・義務教育学校の規模や配置の適正化について、学校・地域・保護者・有識者等で構成する「校区審議会」の答申を受けて、概ね20年後を見据えた「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針(素案)」を作成しました。

このたび、この素案について市民の皆さんにご理解いただき、多数のご意見をいただくためのパンフレットを作成しました。未来の子どもたちのために、学校のあり方について一緒に考えていただけたらと思います。

鳥取市教育委員会



1、本市基本方針の考え方 (なんのために基本方針を策定しますか)

現在、本市では少子化の進行が加速しており、将来的にどの校区でも学校の小規模化への対応が必要となります。また、現在でも規模が極端に小さい学校、通学に危険性を伴う学校、隣の学校と近接している学校などが存在します。これらの課題は地域により異なり、学校の未来は地域の未来に大きく関わるため、学校のあり方については地域で議論をしていただく必要があります。

未来を担う子どもたちにとってなるべく公平で適切な教育環境を実現するための議論のきっかけとして、鳥取市としての方向性を示したり、地域ごとの話し合いの単位（ブロック分け）についての案を示したりするために「鳥取市立学校適正規模・適正配置基本方針（素案）」を策定しました。



2、鳥取市の現状と課題 (鳥取市の学校は今どんな様子ですか)

- ※ R2までの実数は、毎年度5月1日現在の市立小・中学校の児童生徒数。
- ※ 住民基本台帳の数値を参考とする。



本市の児童生徒数は図のように減少を続けています。令和8年度までの20年間を見ると、21.6%減となる見込みです。少子化が続けば、本市には小規模の学校が点在することとなります。



3、本市の学校適正規模・適正配置について (どうして独自の基準をつくりますか)



これからは、ある程度の学校規模を確保することと学校の適正な配置を行うことが必要です。ただし、本市の場合、国の基準を適用すると、校区が大幅に拡大して、児童生徒の登下校の安全性に支障をきたすことや、地域コミュニティの拠点を喪失する可能性があります。そこで本市では、本市の実態に合った独自の基準を策定することとしました。

(1) 現在の国の基準（学校教育法施行規則 第41条、79条の3）

| | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 1校あたりの学級数 | 12～18学級 | 12～18学級 | 18～27学級 |

(2) 本市における適正規模の基準（令和22（2040）年を想定）

| | 小学校 | 中学校 | 義務教育学校 |
|-----------|---------|--------|--------|
| 1校あたりの学級数 | 12～18学級 | 9～18学級 | 9～27学級 |

※ただし、義務教育学校は複式学級を回避する人数が必要。

学校の小規模化に起因する課題

1 学級の人数が少ないことによる課題

- ・国の基準により、複式学級（1人の教員が2つの学年を掛け持ちで担任する学級）の設置が余儀なくされます。
- ・対話を通して多様な意見の中で学ぶ「主体的・対話的で深い学び」の実現に制約が生じます。
- ・班活動やグループ活動に制約が生じます。



学級が少ない、児童生徒数が少ないことによる課題

- ・クラス替えができないことで、人間関係に配慮した学級編成が難しくなります。
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動が不足します。
- ・クラブ活動や部活動の種類が限定されます。
- ・学校全体として男女比の偏りが生じる可能性が高くなります。
- ・進学時の急激な人数の変化に対して児童・生徒の不安が生じやすくなります。



学校運営上の課題

- ・小規模化により、配置される職員数が減り、経験年数、専門性、男女比のバランスのとれた教職員配置が難しくなります。
- ・教職員定数の関係上、教職員が主任、主事等を複数担当することを余儀なくされ、教職員一人当たりの負担増につながることから、個々の教職員の専門性を活かした指導がしにくくなります。



本市において従来指摘されてきた課題

通学等における安全上の課題

居住地によっては、通学距離が最寄りの学校への距離より長かったり、大きな河川をまたいで校区が設定されていたりすることにより、緊急時や悪天候時の危機管理に課題がある校区が存在しています。



地域の生活実態や地区公民館と小学校区が合致していないという課題

小学校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていたり、公民館の区域が小学校区とは異なっていたりし、地域活動の面などでも改善が必要といえる校区が存在しています。



比較的狭い範囲に学校が近接しているといった課題

中心市街地の空洞化に伴い、全体として児童数が減少しているあるいは減少が見込まれるエリアの中に、複数の小学校が近接しており、今後適正な規模を下回る校区が存在しています。



その他、社会情勢の変化にともない、多くの人材の助けをいただきながら学校運営を行う「チームとしての学校」という考え方が必要となること、今後の教員の大量退職に備えて校内での研修制度の充実が求められることなどの課題があります。

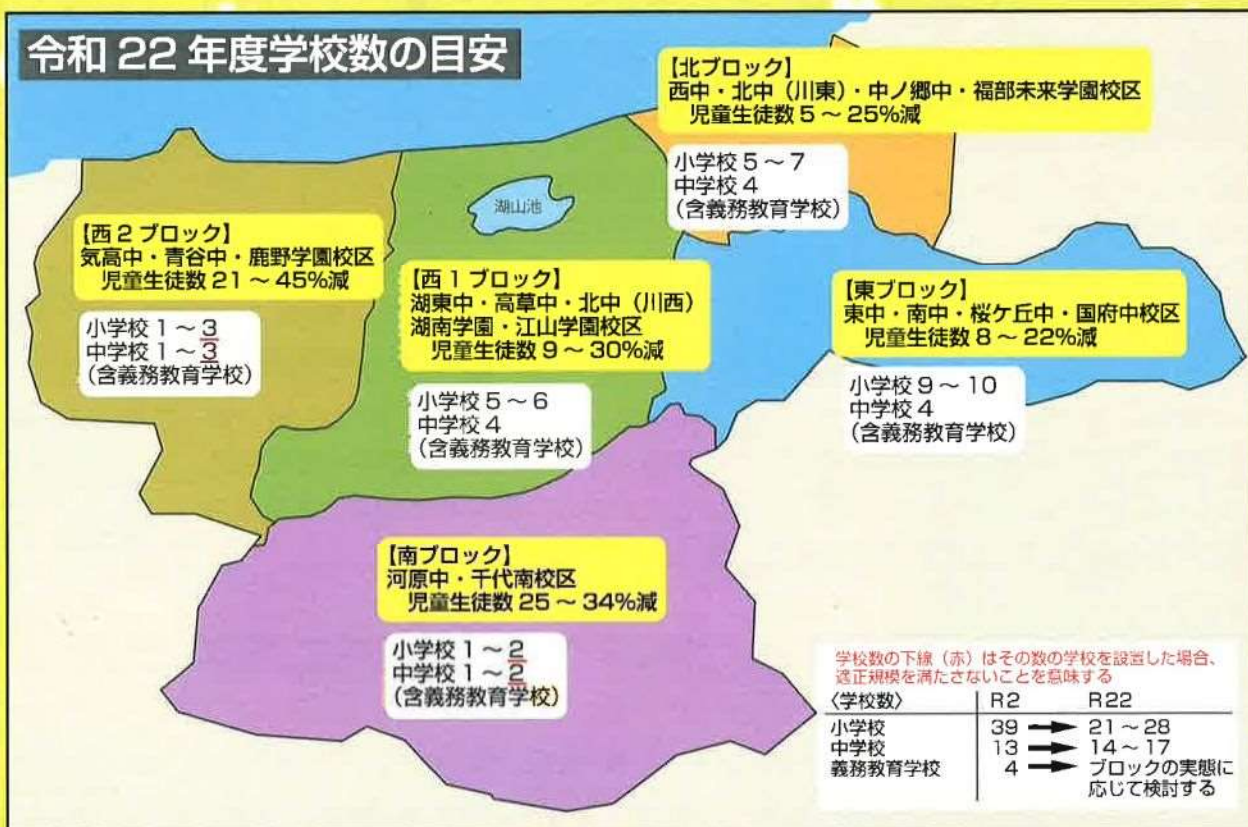




4. ブロック分けについて

(将来、自分の地区の学校はどうなりますか)

地域での議論を促すため、本市を5つのブロックに分けています。これは、本市の人口分布、人口推移、行政区分、地域における各種団体の構成、地域住民の生活実態の基礎単位を考慮したものです。また、平成29年3月作成の「鳥取市都市計画マスタープラン」において定められた地域生活拠点にも配慮し、市の施策との整合を図っています。



5つのブロック分けをすることによって…

- ①将来の児童生徒数の推計がある程度正確にできます。
- ②周りの学校と協議や協力がしやすくなります。
- ③生活圏が同じであり、まちづくりとあわせて議論できます。

地図の中の数値はあくまでも将来の目安であり、これを協議の材料にさせていただきたいという思いで作成しています。



おおむね20年後の話です。でも、話し合いを始めるのに「早すぎる」ということはありません！！

これからの学校のあり方についての課題は、まちづくりの課題と密接に関係し、校区をまたいだ課題であることも多くあります。また、学校の小規模化への対応等は単独の学校での解決は困難であることから、同一エリアで複数校が集まって課題解決に向けて議論する必要があります。この議論はそれぞれの立場で時間をかけて行うことが大切です。そこで、地域での協議を行うには各校区からの代表者で構成される「ブロック別協議会」でおこなうこととします。地域の実態によっては個別の学校で「教育を考える会」をスタートさせる必要もあります。地域により実態が異なりますので、教育委員会において適切に支援していく予定です。

問い合わせ先 鳥取市教育委員会 教育総務課校区審議室

TEL 0857-30-8405 FAX 0857-20-3952 Mail kokushingi@city.tottori.lg.jp

